*

上野千鶴子著 『ケアの社会学

――当事者主権の福祉社会へ』

紹介者:篠原 佑美

介護保険制度が施行されて十年余りが過ぎ た。この間、経済学、政治学、社会学などの分 野において「ケア」に関する言説が著しく増加 した。本書もまた「介護保険によって歴史上は じめて、『要介護高齢者』が誕生し、『介護サー ビス』という準市場下のサービス商品が成立し …介護に関わる研究対象…が生まれた」(p.4) ことを受けて著された「ケア」の理論的考察と 実証的研究を兼ね備えた大著である。著者は、 代表作である『家父長制と資本制』において、 マルクス主義フェミニズムの立場から女性の不 払い労働問題を扱ってきた研究者として知られ るが、本書は、その「続編」として位置づけら れている。なぜなら、著者自身によって何度も 引用される次のような問いを改めて提示するこ とが本書の狙いだからである。「ありとあらゆ る変数を問わず、労働の編成に内在する格差の 問題が残る――それは、なぜ人間の生命を生み 育てて、その死をみとるという労働(再生産労 働)が、その他すべての労働の下位におかれる のか、という根元的な問題である。この問いが 解かれるまでは、フェミニズムの課題は永遠に 残るだろう。」『家父長制と資本制――マルクス 主義フェミニズムの地平』(上野千鶴子著、岩 波書店, 1990, 307-8頁.)

本書の構成は、「ケア」の概念定義と理論的立場が提示される第 I 部「ケアの主題化」、高齢者介護におけるケアの理論的考察を行う第 II 部「『よいケア』とは何か」、主にケア事業の実証研究が報告される第 II 部「協セクターの役割」、ケアの将来的展望について述べられる第 IV部「ケアの未来」の大きく4つの部に分かれ、全体では18章立てとなっている。

第1部第1章「ケアとは何か」では、ケアお よびケアワークの概念定義とそれらの主題化に ついて述べられる。著者は、ケアとは「依存的 な存在である成人またはこどもの身体的かつ情 緒的な要求を、それが担われ、遂行される規範 的・経済的・社会的枠組みのもとにおいて、満 たすことに関わる行為と関係」(39頁)である とするメアリー・デイリーらによるケア定義を 採用することで、「ケア」を複数のアクターに よる「相互行為interaction」として捉え、それ が社会的・歴史的な文脈依存性をもつものとし て提示する。そして、このケア定義では成人と 子どもを含めることができるため、介護、介助、 看護, 育児を網羅しうる点を評価する。したが って、「ケアとは何か」という問いは、「いかな る文脈のもとで、ある行為はケアになるのか? またいかなる文脈のもとで、ケアは労働となる のか?」(43頁)という問いに置き換えられる。 著者によると、「それは、『不払い労働』論の過 程でフェミニストが立ててきた問いを反復する ことと同じである」(43頁)。なぜなら、フェ ミニズムが立ててきた問いとは、家事とは何か、 育児とは何かという本質主義的な問いに代え て、どういう条件のもとで家事や育児が「愛の 行為」になったり「労働」になったりするのか という問いであったからである。

第2章「ケアとは何であるべきか――ケアの 規範理論」では、ケアの哲学的・倫理学的アプ

ローチの、ケアをそれ自体で「よきもの」とす るような規範性やその文脈超越性などが批判さ れ、より歴史性をともなった「ケアの人権アプ ローチ」が提唱される。これは、ケアの権利を 社会権のひとつとして捉えたもので、「ケアす る権利」「ケアされる権利」「ケアすることを強 制されない権利」「ケアされることを強制され ない権利」の4つの権利から成り立つとされる。 これにより、ケアは脱自然化され、どのような 文脈のもとでケアが「よきもの」もしくは「抑 圧」や「強制」になるのかを語ることが可能と なる。そして、こうしたケアの権利は、第3章 「当事者とは誰か――ニーズと当事者主権」で 扱われる「当事者主権」に基づく必要性がある という。「当事者主権」とは、「ニーズの帰属主 体」である当事者がニーズを顕在化させ、サー ビスや制度がそのニーズに適切なものであるか を判定するといった自己統治権の「権利主体」 となることを求めた規範的理念である。ケアが 相互行為である以上、各アクターにはそれぞれ 固有のニーズが存在しうるが、ここでは、ケア される者とケアする者との非対称性が前提とさ れ、いかなる場合であれケアの一次的なニーズ は前者に帰属することが強調される。これは. 『当事者主権』(上野千鶴子・中西正司著、岩波 新書、2003.) においても主張されてきたもの である。

*

第Ⅱ部「『よいケア』とは何か」では、ケアを高齢者介護に限定して論が進められる。第4章「ケアに根拠はあるか」では、再生産労働に「介護」が含まれるか、また、そうすることで再生産論に何が可能となるかという問いが立てられる。ここでも、かつての「家事労働」問題が手掛かりとされる。すなわち、家事労働とは「(1) 再生産費用という、社会が存続するために不可欠な労働を市場の外部すなわち家族に、

(2) しかも不当に支払われない(価値を認められない)労働として、(3) ジェンダー分離のもとでもっぱら女性に性別配当」(96頁) されてきたものであった、という議論が、そのまま介護についてもあてはまるという。したがって、それを根拠に、介護もまた再生産労働であるといえるし、そうすることで、家族、市場、国家のあいだの再生産費用の分配問題を語ることが可能になるとする。さらに、その歴史的変容を論じることで、「家族介護」についても歴史的に相対化して分析できるようになるとされる。

以上を踏まえたうえで、第5章「家族介護は 『自然』か」においては、家族介護が歴史的に は比較的新しく、「日本型福祉」が「80年代に、 近未来に到来しつつある『高齢社会』を視野に 入れたうえで、『家族介護』を資源として設計 された政策の集合」(119頁)であることが指 摘される。続けて、第6章「ケアとはどんな労 働か」では、サービス提供者として、第7章 「ケアとはどんな経験か」では、ニーズを充足 する者として、それぞれの視点からのケア論が 展開される。これらをもとに、第8章「『よい ケア』とは何か――集団ケアから個別ケアへ」 では、「よいケア」についての実証的な分析が なされていく。ケアが相互行為であるならば、 そのあり方は個別性や一回性に特徴づけられ る。したがって、「当事者主権の立場からいえ ば、『よいケア』の究極的あり方は『個別ケア』 である」(186頁)と結論づけられる。そして、 この「個別ケア」の実践例としてユニットケア (個室化を条件とした施設) が採り上げられ、 そこでの介護の様子が細かく検討されている。

*

第皿部「協セクターの役割」第9章「誰が介護を担うのか――介護費用負担の最適混合へ向けて」では、福祉多元社会論について考察され

る。福祉多元社会論は、福祉の公的担い手を国 家のみに求めるこれまでの福祉国家論に変わ り、ケアサービスの提供を行う複数のセクター を扱った議論である。本書では、先行研究とし て、公助と自助を区別する福祉の二元論モデル に「第三の領域」としての共助を加えた「福祉 ミックス論」、エスピン-アンデルセンの「比 較福祉レジーム論」などが紹介されているが、 著者は前者について,「『家族』をアクターとし て欠く点で、第一に三元論の限界があり、第二 に市場に登場するアクターとして個人を家族と 同一化することで家族主義のバイアスに陥って いる」(225頁)と批判する。また後者につい ては、それが家族の内部構造に言及していない 点や家父長的家族を前提としている点に対し て、フェミニストから批判にさらされてきたこ とを指摘する。こうした検討を踏まえ、著者が 提示する福祉多元社会のモデルは、官セクター (国家)、民セクター(市場)、協セクター(市 民社会)、私セクター(家族)の四元モデルで ある。このモデルは、「(1) 公的領域と私的領 域の二元性のもとで、(2)公的領域に官と協 を区別し、(3) 私的領域を民と私とに区別し たうえで、(4) かつ相互関係をともなわない 究極の個人的な『自助』をこれから除外するこ とを通じて」(234頁)成立するとされ、この 四つのセクター間における「最適混合」を求め ることに狙いがある。そして、このモデルを用 いて、ケアの費用分担問題を検討した結果、 「(1) 私的セクターにおける選択の自由に加え て、(2) ケアの社会化については市場化オプ ションを避けることがのぞましく, (3) ケア 費用については国家化が、(4)ケア労働につ いては協セクターへの分配が、福祉多元社会の 『最適混合』についての現時点での最適解であ ることを主張したい」(237頁)と結論づけて いる。ここでの「協セクター」とは、「家族の

失敗」「市場の失敗」「国家の失敗」を受けたも のでありながら、旧来の「共同体の復権」など ではなく、「自助でもなく公助でもない共助の しくみ」を特徴とする「新しい共同体」である とされ、このモデルに当てはまる実例として生 協系の福祉事業が採りあげられる。第10章 「市民事業体と参加型福祉」では、非営利型・ 非市場型の公益団体、共助団体、NPO、生協、 農協、高齢協、ワーカーズ・コレクティブを総 称した「市民事業体」という上位概念を用い、 これらを担い手とする「協セクター」が、ケア の質、福祉経営の両面において優位性を持つこ とを明らかにする。第11章「生協福祉」では、 生協活動からうまれた女性を担い手とするワー カーズ・コレクティブの成り立ちと理念につい て考察される。市民事業体のなかでも、とりわ けこれが採り上げられている理由は、その公益 性や非営利性、積極的な経営参加や労働の自己 決定といった多くの特徴が、著者のいう「協セ クター」の特徴と同じであるからである。そし てその個別的な事例研究が、第12章「グリー ンコープの福祉ワーカーズ・コレクティブ」で 展開される。また、第13章「生協のジェンダ 一編成」では、生協とは、その組合員の多くが 「夫の『生涯』と『労働』に依存しながら、他 方で『消費』と『生活』を専一に引き受ける女 性」であるため、家父長制と資本制を支える保 守的な存在とみなされがちな組織であることが 指摘されたうえで、実際にはそれが、ジェンダ ーをめぐってどのような変貌を遂げてきたのか が明らかにされる。さらに、第14章「協セク ターにおける先進ケアの実践――小規模多機能 型居宅介護の事例」では、地域密着型の介護事 業を先進的におこなってきたNPOにおける、第 15章「官セクターの成功と挫折――秋田県旧 鷹巣の場合」では、ソフト・ハード両面におい て現行の介護保険よりも手厚いサービスを実施

した官セクターにおける、それぞれ「先進ケア」の事例が紹介される。第16章「協セクターの優位性」では、以上の事例研究をとおして、「先進ケア」の成功は経営者の高い管理能力とケアワーカーの低い労働条件に依存したものであることが確認され、このことから介護保険制度の限界を改めて示すに至っている。

*

第Ⅳ部「ケアの未来」第17章「ふたたびケ ア労働をめぐって」では、「ケア労働の値段は なぜ安いのか?」について著者は次のように答 えている。そもそもケアワークの労働市場は, 若年施設労働者と中高年ホームヘルプ女性労働 者という「再生産コストを下回る条件で働いて くれる労働者の存在を前提に」成立してきた。 それは「いずれも、制度と政治が、そしてつま るところ有権者である国民が、ケアワークの社 会的評価をその程度に低く見ている」ことを意 味する。すなわち、ケアワークの値段の低さは、 「政府は介護報酬を低く抑え、事業者は労働者 の賃金を上げようとせず、利用者はできるだけ 低価格のサービスを使いたいと選考してきた」 (435頁) ことに原因がある、と。そしてこの ことは、ケア事業のグローバリゼーションが引 き起こす国際的なケア・チェーン(潜在能力の 高い女性が低い女性に再生産費用を押しつける 状態) の問題にも関わってくることが指摘され ている。

さて、本書で繰り返し強調されるのは、「当事者主権」と「協セクター」の役割であった。 第18章「次世代福祉社会の構想」では、あらためて市場が全域的ではないこと、家族は万全ではないこと、国家にも限界があることが確認され、ここに市民事業体を加えた相互補完的な福祉多元社会の構想が再度提示される。そして、新しい社会保障制度として、老・障・幼を統合した「いつでも、誰でも、必要があるときに」 ケアサービスを利用できるようになるためのユニバーサルな「社会サービス法」が提案され, 本書は結ばれている。

*

以上が本書の概要であるが、最後にひとつ気 になる点を挙げるとすれば、本書の前半部、す なわち理論的・規範的議論において、認知症ケ アに関する記述が極めて少ない点である。例え ば第7章において、これまで不可能だと思われ てきた認知症高齢者による非介護経験の言語化 について、その機会が増えていることに言及し ている。しかしそれは、「当事者発言が可能な ケースも無くはない」ということを示している にすぎず、これにより、今後の「当事者主権」 の広まりを期待する結論は楽観的すぎるように 思われる。そしてこのことは,「当事者主権」 の包括性に対する疑義へとつながる。「本人が 『ニーズ』を自覚し、それを他者に対して要求 する権利があると考えるときに初めて、『要介 護者』は、『ニーズの帰属先』、『権利の主体』 として『当事者になる』」(165頁)という規範 的言説は、はたして高齢者問題において普遍的 なものとなりうるのか。言いかえるならば、そ もそも障害者運動研究を通して理念化された 「当事者主権」というものを、そのまま高齢者 問題に適用してよいのか、という疑問である。

認知症の症状はその頻度,程度ともに非常に多様であるが、例えば、「私の頭がおかしくなった」と訴える声があることを看過すべきではない。客観的に自分の状態が理解出来ているときと、どうして自分がここ(施設)にいるのかさえも理解できないときがまだらに訪れるという認知症に典型的な初期症状において、当然、表出されるニーズは二転三転する。仮に表出されたニーズにその都度応えることが可能であったとしても、そのサービスが適切なものであったかどうかを当事者が事後的に判断することは

非常に困難である。そして重要なのは、本人が 自分のニーズの非統一性について「自覚的」で ある場合、また、その事後的判断の不可能性に ついて「自覚」している場合である。すなわち、 障害者運動でみられるような当事者意識は、当 事者としての権利を行使しえないことを自覚す る者にとってどれほどの意味があるのかという 問題が残されているといえよう。認知症ケアは 高齢者問題の例外などではない。障害者問題と 高齢者問題に共約可能な議論を行おうとするこ とは、とりわけ規範的議論においては、奇しく も、高齢者問題におけるもっとも重大な課題を 隠蔽することに繋がるのではないだろうか。

(上野千鶴子著『ケアの社会学―当事者主権の 福祉社会へ』太田出版、2011年8月刊、 497+iv頁, 定価2,850円+税)

(しのはら・ゆみ 法政大学大原社会問題研究所兼 任研究員)

無償労働評価の方法および政策とのつながり

橋本 美由紀 著(法政大学大原社会問題研究所兼任研究員)

本書の課題は、無償労働の評価について、評価方法を中心に検討し、ジェンダー平等をはじめ とする社会・経済政策とのつながりに関する論議を整理し、いくつかの試算を含めながら、今後 の研究の方向を示すことである。

序論 本書の課題とその必要性

第1章 無償労働評価をめぐる研究史の概観

第2章 無償労働の貨幣評価におけるインプット法

―経済企画庁経済研究所およびESRIによる推計作業の再検討―

第3章 無償労働の貨幣評価におけるアウトプット法

―インプット法との対比において―

第4章 無償労働の評価と世帯生産サテライト勘定

第5章 無償労働評価とジェンダー平等政策とのつながり

終章 本書のまとめと残された課題

産業統計研究社 定価 [本体価格 3,000円+税] 東京都新宿区山吹町15番地 203(5206)7605

無償労働評価の方法および 政策とのつながり

橋本 美由紀著

産業統計研究社